

9. 介護給付費財政調整交付金の適正な交付等について

(1) 介護給付費財政調整交付金等に係る適正な事務執行について

会計検査院が、平成19年度から23年度までの間に交付された介護給付費財政調整交付金について、実施検査を行った結果、9都道府県の13保険者において、介護給付費財政調整交付金が過大に交付(69,566千円)されており、不当であるとの指摘を受けた。

指摘内容は、所得段階別加入割合補正係数の算出(具体例として、所得段階別加入割合補正係数の算出にあたり、第1号被保険者のうち所得段階が第4段階に該当する者の一部を誤って第4段階より所得が低い第3段階に該当する者としていたため、第4段階に該当する者の人数を実人数より少なく算出)を誤ったり、後期高齢者加入割合補正係数の算出(具体例として、後期高齢者数については毎年1月報告分から12月報告分までの後期高齢者数を基礎として算出すべきところを、誤って1ヶ月ずれて、2月報告分から翌年1月報告分の後期高齢者数を基礎として算出)を誤っているなどによるものである。

このような事例は、制度創設からこれまでの間、例年指摘を受けているところであり、指摘事項の大半は、調整基準標準給付費の算定時における数値の計上誤りなどといったケアレスミスによるものや制度の理解が不十分なことに起因した各種諸係数の捉え方の誤りなどによるものとなっており、関係法令や交付要綱等を理解していないことや確認・検証が十分でなかったことが、その要因となっている。

また、従前から介護保険事業状況報告等を活用し、審査・確認を十分行うよう指導しているが、指摘を受けた都道府県においては、それも怠っていることが認められたところである。

各都道府県におかれては、介護給付費財政調整交付金の各種係数の算定方法や誤りやすい事例などについて、各保険者を集めた研修会や勉強会の開催などを通じて、制度の十分な理解を促していただくとともに、介護保険事業状況報告等から、大きく異なる点がないかといったチェックを管内保険者のもとより、都道府県におかれても確認・検証するなどの二重にチェックを行うなど、保険者に対する適切な助言・指導に努めていただきたい。

国としても、都道府県が各保険者を集めた研修会を開催するにあたり、講師の派遣依頼をしたいといったことや勉強会を開催したいので資料提供などの協力をお願いしたいといった要望にも、できるだけ対応していきたいと考えているので、適宜ご相談いただきたい。

また、介護給付費負担金については、会計検査院による指摘事項は、特になかったが、引き続き適正な運用が図られるよう管内保険者への適切な助言・指導に、引き続き努めていただきたい。

(2) 会計検査院「平成23年度決算検査報告」における不適切に支払われた介護給付費について

【適切とは認められない支払の事態】

会計検査院が行った実地検査の結果、別紙のとおり平成16年度から23年度までの間における介護給付費の支払いについて、66,669件、1億1,958万円が適切ではないと認められた。

今後は、このような事態を招くことのないよう事業者等に対する必要な助言及び適切な指導を行い、介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われるよう取り組まれない。

具体的には、介護報酬の算定に当たり、

- ① 29 指定介護療養型医療施設は、介護報酬の算定に当たり、医師の員数が医療法等に定められている員数に満たないのに算定基準等に定める減算をしていなかったり、医師の判断によらず施設の都合で個室を利用した場合においても多床室の単位数を算定して至りなどしていた。
- ② 27 指定通所介護事業所は、介護報酬の算定に当たり、事業所の規模区分を誤っていた。
- ③ 19 指定介護老人福祉施設は、介護報酬の算定に当たり、医師の判断によらず施設の都合で個室を利用した場合においても多床室の単位数を算定していた。
- ④ 4 指定所宅介護支援事業者は、作成した居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護サービス等の提供総数のうち、正当な理由なく同一の事業者によって提供された訪問介護サービス等の占める割合が100分の90を超えていたのに算定基準等に定める減算を行っていなかったり、減算となる期間には算定できない加算を算定していたりなどしていた。
- ⑤ 8 介護老人保健施設は、介護報酬の算定に当たり、医師の判断によらず施設の都合で個室を利用した場合においても多床室の単位数を算定していた。
- ⑥ 上記のほか、訪問介護サービス、通所リハビリテーションサービス、短期入所生活介護サービス、短期入所療養介護サービス、認知症対応型共同生活介護サービスの15介護サービス事業者は、単位数の算定を誤るなどして介護報酬を過大に算定していた。

介護給付費に係る国の負担が不当

1件 不当金額(支出) 1億1958万円
 (前年度 1件 1億3847万円)

1 制度の概要

介護保険は、市区町村等が保険者となって、その区域内に住所を有する65歳以上の者及び40歳以上65歳未満の医療保険加入者を被保険者として、その要介護状態等に関して、必要な保険給付を行う保険である。

事業者が要介護者等に対して介護サービス等を提供して請求することができる介護報酬は、算定基準等で定められた単位数に単価を乗ずるなどして算定することとなっている。そして、市区町村等は、介護報酬の100分の90に相当する額又は介護報酬の全額（以下「介護給付費」という。）を事業者に支払うこととなっている。

2 検査の結果

検査の結果、100事業者に対して290市区町村等が行った平成16年度から23年度までの間における介護給付費の支払について、66,669件、393,996,556円が過大であり、これに対する国の負担額119,584,451円が不当と認められる。

これらの事態について、介護サービスの種類又は居宅介護支援の別に示すと次のとおりである。

ア 介護療養施設サービス

29指定介護療養型医療施設は、介護報酬の算定に当たり、医師の員数が医療法等に定められている員数に満たないのに算定基準等に定める減算をしていなかったり、医師の判断によらず施設の都合で個室を利用した場合においても多床室の単位数を算定したりなどしていた。このため、介護給付費20,359件、135,578,967円の支払が過大であり、これに対する国の負担額38,749,199円は負担の必要がなかった。

イ 通所介護サービス

27指定通所介護事業者は、介護報酬の算定に当たり、事業所の規模区分を誤っていた。このため、介護給付費16,066件、102,888,567円の支払が過大であり、これに対する国の負担額33,726,598円は負担の必要がなかった。

ウ 介護福祉施設サービス

19指定介護老人福祉施設は、介護報酬の算定に当たり、医師の判断によらず施設の都合で個室を利用した場合においても多床室の単位数を算定していた。このため、介護給付費5,868件、44,198,771円の支払が過大であり、これに対する国の負担額13,243,451円は負担の必要がなかった。

エ 居宅介護支援

4指定居宅介護支援事業者は、作成した居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護サービス等の提供総数のうち、正当な理由なく同一の事業者によって提供された訪問介護サービス等の占める割合が100分の90を超えていたのに算定基準等に定める減算を行っていなかったり、減算となる期間には算定できない加算を算定していたりなどしていた。このため、介護給付費9,441件、36,120,552円の支払が過大であり、これに対する国の負担額10,513,196円は負担の必要がなかった。

オ 介護保健施設サービス

8介護老人保健施設は、介護報酬の算定に当たり、医師の判断によらず施設の都合で個室を利用した場合においても多床室の単位数を算定していた。このため、介護給付費2,714件、28,427,559円の支払が過大であり、これに対する国の負担額8,365,897円は負担の必要がなかった。

カ その他の介護サービス

アからオまでの介護サービスのほか、訪問介護サービス、通所リハビリテーションサービス、短期入所生活介護サービス、短期入所療養介護サービス、認知症対応型共同生活介護サービスの15事業者は、単位数の算定を誤るなどして介護報酬を過大に算定していた。このため、介護給付費12,221件、46,782,140円の支払が過大であり、これに対する国の負担額14,986,110円は負担の必要がなかった。これを道府県等別に示すと次のとおりである。

(単位：千円)

道府県等名	実施主体 (事業者数)	年度	過大に支払 われた介護 給付費の件 数	過大に支払 われた介護 給付費	不当と認め る国の負担 額	摘 要
北海道	32市町(14)	17~22	7,846	41,430	13,391	ア、イ、オ、カ
福島県	19市町村(5)	17~22	1,503	17,874	5,057	ア、ウ、オ
栃木県	17市町(8)	17~22	4,998	26,241	8,217	イ、ウ、カ
千葉県	46市区町村(6)	17~22	4,526	27,747	7,428	ア、イ、ウ、オ
神奈川県	1市(1)	21~23	1,135	6,982	1,968	カ
富山県	8市等(3)	17~22	2,445	9,591	2,584	ア
石川県	7市町(3)	17~22	2,791	15,156	4,232	ア
岐阜県	17市町等(5)	18~22	3,969	36,518	10,456	ア、イ、ウ、カ
愛知県	6市町(1)	22、23	840	1,169	302	カ
滋賀県	17市区町(3)	20~23	7,188	27,510	7,922	エ
大阪府	18市町等(4)	16~23	4,320	14,823	4,334	ア、イ、エ
和歌山県	10市町(3)	19、20、 22、23	2,210	10,891	3,653	イ
岡山県	10市村(6)	17~22	2,287	20,543	6,607	ア、イ、ウ、カ
広島県	12市町(6)	19~21	2,727	17,669	5,810	イ
高知県	27市町村等(4)	16~22	6,663	21,197	6,699	ア
福岡県	34市区町等(12)	17~22	6,124	31,471	9,727	ア、イ、ウ、オ、カ
佐賀県	10市町等(13)	18~23	1,967	43,543	12,897	ア、ウ、オ
長崎県	4市町(2)	19~21	1,811	9,054	3,140	イ、カ
宮崎県	3市町(1)	22、23	577	1,154	375	エ
沖縄県	3市等(1)	21、22	426	9,921	3,491	イ
石垣市	1市(1)	20~22	316	3,501	1,284	カ
計	290市区町村等(100)		66,669	393,996	119,584	